平成３０年（フ）第１７６号
東京都多摩市聖ヶ丘３丁目31番地の26
債務者　藤村　麻美（旧姓原島）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９７号
静岡県袋井市豊住529番地
債務者　大石美枝子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡小国町大字北里1426番地、前住所熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺5349番地
債務者　井　　徳仁
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成３０年（フ）第２９８８号
東京都豊島区西巣鴨４丁目15－３－102
債務者　加藤　真希（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９９６号
東京都足立区興野１丁目13－27－101
債務者　佐藤かすみ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３００４号
東京都江戸川区北葛西１丁目３－39－105
債務者　山崎　結花
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０１６号
東京都板橋区徳丸４丁目４－４－403
債務者　高橋　　光
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０３３号
東京都足立区梅田８丁目14－２－119
債務者　松田　昌美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０３４号
東京都板橋区板橋２丁目63－９－605
債務者　山崎　徳子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０４２号
東京都江戸川区北小岩５丁目21－７　キャピイインプラザ北小岩５Ｂ
債務者　柳下　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０５４号
東京都葛飾区奥戸４丁目10－19　岡本ハイツ１Ｆ
債務者　塚本　則公
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０６９号
東京都板橋区大谷口上町５－９
債務者　熊山由美子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０７４号
東京都豊島区高松３丁目８－20－202
債務者　三尾　公則
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０８４号
東京都狛江市元和泉３丁目５－８－101
債務者　野村　勇貴
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部